

議案第 4 5 号

狭山市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市心身障害者医療費支給条例（昭和 4 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項の表に定める 1 級の障害を有するもの

第 3 条第 2 項第 2 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 心身障害者となつた年齢が 6 5 歳以上の者（前条第 5 号又は第 6 号に規定する心身障害者であつて、6 5 歳に達する日の前日までに令別表で定める程度の障害の状態にあつた旨の市長の認定を受けたものを除く。）

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、第 2 条第 4 号に規定する心身障害者が、精神病床（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床をいう。）に入院している間は、療養に要する費用の額は支給の対象としない。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 2 号の改正規定は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 2 項第 4 号の規定は、この条例の施行の際現に改正前の第 2 条に規定する心身障害者である者については、適用しない。

平成26年8月29日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業の見直しに鑑み、心身障害者医療費の支給対象者に係る規定等を改めるとともに、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。